

2026年5月18日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

**【改正表】**

2026年 税理士受験対策シリーズ 住民税 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂内容をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2026年 税理士受験対策シリーズ

住民税 理論サブノート (2025年8月21日第25版発行)

ISBN 978-4-86783-227-1

改訂内容

改訂頁・行	改訂箇所
<u>別紙のとおり</u>	<u>別紙のとおり</u>

の部分については、該当箇所を直接修正して下さい。

の部分については、点線に沿って切り取り、貼り付ける等してご利用ください。なお、本文中にアンダーラインが付されている箇所は、朱文字に相当する用語となります。

### 問題 3-5 所得割額からの控除等

#### P32【3】住宅借入金等特別税額控除(2)②本文を下記に差し替え

①の限度額は前年分の所得税の課税総所得金額等の額に前年分の所得税の基礎控除額から48万円を控除して得た額を加算した額の<sup>(注)</sup>5%相当額(最高<sup>(注)</sup>97,500円)を限度とする。

### 問題 4-1 利子割

#### P39【8】市町村に対する交付を下記に差し替え

〔8〕清算及び交付★★

(1) 清算(法71の25)

道府県は、納入された利子割額相当額に一定割合を乗じて得た額を、各道府県ごとの利子割清算基準額に応じてあん分し、そのあん分した額のうち他の道府県に係る額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。

(2) 市町村に対する交付(法71の26)

道府県は、納入された利子割額相当額に一定割合を乗じて得た額に、(1)により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、(1)により他の道府県に支払った金額に相当する額を減算して得た額の $\frac{3}{5}$ 相当額を、その道府県内の市町村に対し、その市町村に係る個人の道府県民税の額としての一定額にあん分して交付するものとする。

### 問題 4-2 配当割

#### P40【1】配当割の意義

(2行目)

…一定の上場株式等の配当等、一定の大口株主が支払を受ける上場株式等の配当等、一定の割引債の…

↑  
【追加】

#### P41【8】所得割との関連 (1)原則

(1行目)

特定配当等に係る所得(一定の大口株主が支払を受けるものを除く。)については、…

↑  
【追加】